

● 改正種の保存法施行

2018年6月1日より改正種の保存法が施行されました。ワシントン条約附属書Iに掲載されている種(国際希少野生動物種)をペットとして譲渡(売買・もらう・借りるなど)するときには、自然環境研究センターが発行する登録票が必要です。法改正によりこの登録票に5年の期限が設けられました。2008年5月31日以前に交付された登録票は2019年6月1日に失効、2008年6月1日～2015年5月31日に交付された登録票は2020年6月1日に失効します。登録票の更新をするには、水生生物以外の哺乳類、鳥類、一定の大きさ以上の爬虫類、オオサンショウウオは個体識別のためマイクロチップの埋め込みや足環(鳥類)の装着が義務付けられました(1)。

● 登録票の不正を見抜く

種の保存法では「規制適用前取得」の個体や、規制後に国内で繁殖した個体は登録することができます。そして販売目的の陣列には登録票を備え付けることになっており、違反の場合は30万円以下の罰金となります(法63条6号)。

スローロリス類は2007年9月13日から附属書Iに掲載され、国内法の種の保存法の対象になりました。したがって「規制適用前取得」の登録票を持つ個体は、現在11歳以上でなければなりません。ところが生後18カ月未満とみられる、下半身の毛皮がふわふわした個体が「規制適用前取得」の登録票を掲示して販売されていた例がありました。ジャワスローロリスの場合、顔の模様が若いほど濃いという特徴からも見分けることができます(2)。



写真: Wawan Tahini. (写真提供 K. A. I. Nekaris)
下半身のふわふわした毛皮は若い個体の特徴。

規制が適用された年月日や交付の日は登録票に記載されていますので、販売個体の状態やセールストークと矛盾していないか注意が必要です。偽りや他の不正の手段で登録を受けた場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となります

(法第58条第3号)。

インターネットやチラシなど販売目的の広告には登録番号の表示が義務付けられており(法21条2)、過去に同じ番号で別の個体が売られていなかったか確認できる場合があります。

● さまざまなリスク

高価な動物でも、その動物にふさわしい飼育環境や栄養の偏らないいろいろなエサの用意ができずに病気にしてしまうことがあります。動物の体や内臓の中には多くの微生物があり、輸入ペットを飼うことは外国の微生物を自分の部屋に入れることでもあります。また野生下よりも長生きするため長年にわたる献身的な健康管理が必要です。飼いきれずに野外に放せば人間の病気を野生動物にうつす可能性や、外来生物として生態系に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(社)日本獣医師会は2007年に「日本獣医師会小動物臨床部会野生動物委員会報告」の「外来生物に対する対策の考え方」の中で、原則として一般家庭では野生動物を飼育すべきではないと提言しています。

人間は飼育にふさわしい動物を時間をかけて作り上げてきました。そのような家畜・愛玩動物とは違う野生動物は、そもそもペットに適していません。

ワシントン条約該当物品輸入差止実績(2017)
動物生体・死体・卵殻(サンゴを除く)

動物名	附属書	頭数	輸出国
ヤドクガエル(死体)	2	18	オランダ
インドコノハズク	2	12	タイ
オトコガメ	2	11	フィリピン
ヨウム(卵)	1	9	台湾
ショウガラゴ	2	6	タイ
オオコウモリ(死体)	2	6	タイ
ハミルトンクサガメ	1	6	中国
コツメカワウソ	2	5	タイ
サタンオオカブト	2	4	台湾
オオアタマガメ	1	4	中国
レッサー(ビグミー)スローロリス	1	4	タイ
インドオノコノハズク	2	2	タイ
ベンガルヤマネコ	2	2	タイ
クサガメ	3	2	中国
スッポン	2	2	ベナン
クマタカ	2	2	タイ
ダチョウ(卵)	1	1	英国
ピンクロシガ	3	1	タイ
ワトボウシタマリン	1	1	タイ

財務省関税局

(1) 自然環境研究センター ウェブサイト <http://www.jwrc.or.jp/service/cites/information/kaisei20180601.htm>

(2) E. Johanna Rode-Margono, V. Nijman, Wirdatati2, K. A. I. Nekaris (2014) Ethology of the critically endangered Javan Slow Loris *Nycticebus javanicus* É. Geoffroy Saint-Hilaire in west Java *Asian Primates Journal* 4(2), 2014 Fig. 2.

JWCS 認定特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

設立: 1990年 NPO法人格取得: 2001年 認定取得: 2014年

名誉会長: 小原秀雄(女子栄養大学名誉教授) 会長: 安藤元一(ヤマガキ学園大学名誉教授) 副会長: 小川潔(東京芸術大学名誉教授) 森川純(龍谷大学名誉教授) 事務局長: 鈴木希理恵 理事: 永石文好(国エコロジープ) 並木美紗子(帝京科学大学教授) 吉沢広徳(国学院大学教授) 監事: 藤田厚子(女子栄養大学教授) 顧問: 岩田好宏(元・中野高校教諭) 山崎美穂(京都大学教員)

〒180-0022
東京都武蔵野市境1-11-19 モウト APT102
Tel&Fax: 0422-54-4885
E-mail: info@jwcs.org <http://www.jwcs.org>

【会費・寄付のご送金先】
郵便振替 00160-9-715145
加入者名 野生生物保全論研究会
正会員年間 5,000円

表紙: コツメカワウソ

JWCS通信 2018年度通巻84号

2018年7月発行

発行人: 安藤元一

編集: 鈴木希理恵

デザイン: 土肥優子

